

| | | |
|-----|------------------------|----------------|
| 件 名 | 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 市民文化部 保険年金室 |
|-----|------------------------|----------------|

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を26万円（現行：24.5万円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘ずる金額を47万円（現行：45万円）に引き上げることとします。

(例)

| | 軽減判定所得の計算式 | 対象所得() |
|-------------|-------------------------------|-----------|
| 現 行 | 5割：33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 | ～約106万5千円 |
| | 2割：33万円 + 45万円 × 被保険者数 | ～約168万円 |
| 改 正 後 | 5割：33万円 + <u>26万円</u> × 被保険者数 | ～約111万円 |
| | 2割：33万円 + <u>47万円</u> × 被保険者数 | ～約174万円 |

3人世帯の場合

3 その他

施行日は、平成27年4月1日とし、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。

参考

平成26年度の世帯数及び税額から算出した影響額

| | | |
|--------|------|----------|
| ・ 5割軽減 | 24世帯 | 310,200円 |
| ・ 2割軽減 | 57世帯 | 324,000円 |
| 合計 | 81世帯 | 634,200円 |

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。